

資料

プロシヤ王国の憲法（訳）（二）完

山本浩三

一八五〇年一月三一日のプロシヤ国憲法（修正憲法）

第二条 この領土の境界は、法律によってのみ変更することができる。

二 プロシヤ人の権利

第三条 プロシヤ人の資格と公民権が、いかなる要件の下に取得され、行使されかつ喪失されるかは、憲法と法律が、これを定める。

第四条 すべてのプロシヤ人は、法律の前に平等である。身分上の特権は、認められない。公職は、法律によって確定された要件の下に、その能力のあるすべての者が、これにつくことができる。

第五条 人身の自由は、保証される。その制限、とくに拘禁がゆるされる要件と方式は、法律によって定められる。

第一条 王国の現在の範囲内のすべての国土は、プロシヤ国領士を構成する。

らびに信書と文書の押収は、法律によつて定められた場合および方式においてのみ、ゆるされる。

第七条 何人も、法律上の裁判官「の裁判を受ける権利」を奪われてはならない。例外裁判所および特別委員会は、ゆるされない。

第八条 刑罰は、法律に従つてのみ規定し、または科すことができる。

第九条 所有権は、不可侵である。所有権は、公共の福祉の理由にもとづき、法律に従い、事前の、緊急の場合には少くとも暫定的に確定されるべき補償を支払つてのみ、これを奪いまたは制限することができる。

第一〇条 民事死および財産没収刑は、認められない。

第一条 国外移住の自由は、兵役の義務に関してのみ国によつて制限することができる。国外移住税は、徵収することができない。

第二条 宗教上の信仰告白の自由、宗教団体（第三〇条と第三一条）の結成の自由ならびに共同の家庭的および公的宗教行事の自由は、保証される。私人としての権利と公民権の享有は、宗教上の信仰告白と無関係である。私人としての義務および公民としての義務は、宗教上の自由の行使によって妨げられてはならない。

第三条 団体権をもたない宗教団体および聖職者の団体は、これらの権利を特別法によつてのみ取得することができる。

第一四条 キリスト教は、宗教行事に關係する国の施設においては、第一二条において保証された宗教の自由を害することなしに、基礎とされる。

第五条 福音教会およびローマ・カトリック教会、ならびに他のすべての宗教団体は、その事務を独立に処理し、管理し、かつその礼拝目的、教育目的ならびに慈善目的のために指定された營造物、財團ならびに基金を享有する。^注

注（第一五条は、一八七三年四月五日の法律によつてつぎのように改正された。「福音教会およびローマ・カトリック教会ならびに他のすべての宗教団体は、その事務を独立に処理し、管理する。しかし国の法律および法律によって規制された國の監督に服する。」

同様の規準により、すべての宗教団体は、その礼拝目的、教育目的ならびに慈善目的のために指定された營造物、財團ならびに基金を享有する。」

改正第一五条は、一八七五年六月一八日の法律によつて廃止された。）

第六条 宗教団体のその上級者との交際は妨げられない。教会の命令の公示は、他のすべての公告と同じ制限にのみしたがう。^注

注（第六条は、一八七五年六月一八日の法律によつて、廃止された。）

第七条 教会保護権および教会保護権を廃止することができ

る要件については、特別法が発布される。

第一八条 教会の役職を占める場合の任命権、推薦権、選挙権ならびに承認権は、それが国に属し、かつ教会保護権または特別の権原にもとづくものでないかぎり、廃止される。

軍隊および公共營造物における聖職者の任用については、

この規定が適用されない。^注

注 (第一八条は、一八七三年四月五日の法律によって改正され、つぎの規定が第三項として追加された。「その他、法律は、聖職者、宗務者の予備教育および任免にかんする國の權能を規律し、教会の懲戒権の限界を確定する。」)

改正第一八条は、一八七五年六月一八日の法律によって廃止された。)

第一九条 市民婚の実施は、市民戸籍簿の管理をも規律する特別法によっておこなわれる。^注

第二〇条 学問およびその教授は、自由である。

第二一条 青少年の教育については、公立の学校によつて充分に配慮されねばならない。

両親およびその代理人は、その子供または被保護者を、公立の小学校について規定されている教育をうけさせずに放置してはならない。

第二二条 何人も、その道徳的、学問的ならびに技術的能力を

当該国家官庁に証明したときは、自由に教育をおこない、かつ教育施設を設立しかつ管理することができる。

第二三条 すべての公立および私立の教授施設と教育施設は、国の指定した官庁の監督をうける。

公立の教師は、官吏としての権利と義務をもつ。

第二四条 公立の小学校の設立のさいには、できるかぎり宗派の事情が考慮されねばならない。

小学校における宗教教育は、当該宗教団体がこれを管理する。

小学校の对外事務の管理は、市町村に属する。国は、法律で規制された市町村の関与のもとに、有資格者の中から公立小学校の教師を任命する。

第二五条 公立の小学校の設立、維持ならびに拡張の資金は、市町村により支払われ、無資力が証明された場合には、補充的に国によって支払われる。特別の法的根拠にもとづく第三者の義務は存続する。

国は、それゆえ、小学校の教師に固定した、地方の事情に応じた収入を保障する。

公立の小学校における教育は、無償で授けられる。

第二六条 全教育制度は、特別法が、これを定める。^注

注 (一九〇六年七月一〇日の法律によって、第二六条はつぎのようになる。

「学校制度と教育制度は、法律によつて規律される。別

に法律によって定められるまで、学校制度と教育制度は、現行法による。」

第二七条 すべてのプロシヤ人は、言語、文書、印刷物ならびに具象的表現によって、その意見を自由に表現する権利を持つ。

検閲は、おこなわれてはならない。他のすべての出版の自由の制限は、立法の方法によってのみおこなうことができる。

第二八条 言語、文書、印刷物ならびに具象的表現によっておこなわれる犯罪は、一般刑法によって処罰されねばならない。

第二九条 すべてのプロシヤ人は、事前の官庁の許可なしに平穏かつ武器を携帯しないで屋内で集会する権利をもつ。

この規定は、屋外の集会には適用されない。屋外の集会は、事前の官庁の許可に関しても、法律の規定に従う。

第三〇条 すべてのプロシヤ人は、刑法に違反しない目的のために結社を作る権利をもつ。

法律は、とくに公共の安全を維持するため^注に本条と前条

（第二九条）で保証された権利の行使を規制する。

政治結社は、立法の方法により、制限しまだ一時的に禁止することができる。

注 （これにかんしては、合法的自由および秩序を害する集会権と結社権の濫用を防止する一八五〇年三月一日の法律の形式で成立した命令がある。）

第三一条 団体権が与えられまたは拒否される要件は、法律が

これを定める。

第三二条 すべてのプロシヤ人は、請願権をもつ。全体の名の下におこなう請願は、官庁および団体にのみゆるされる。

第三三条 信書の秘密は、侵されない。刑事裁判所の捜索の場合および戦争の場合に必要な制限は、法律によって確定されねばならない。

第三四条 すべてのプロシヤ人は、兵役の義務を負う。この義務の範囲および種類は、法律がこれを定める。

第三五六条 軍隊は、常備軍および後備軍のすべての部隊を包含する。

戦争の場合には、国王は、法律に従って国民軍を召集することができる。

第三六条 武装兵力は、法律によって定められた場合と形式においてかつ文官庁の請求にもとづいてのみ、国内の暴動の鎮圧および法律の執行のために用いることができる。文官庁の請求に関しては、法律は例外を定めねばならない。

第三七条 軍隊の軍事裁判権は、刑事案件に制限されかつ法律によって規制される。軍隊内の軍事懲戒にかんする規定は、特別命令事項である。

第三八条 武装兵力は、勤務中においても勤務外においても審議してはならないし、あるいは命令による以外には集会してはならない。軍隊組織、命令ならびに指令を審議するための後備軍の集会および結社は、後備軍が召集されないとときにあ

いてもまた禁止される。

第三十九条 第五条、第六条、第二九条、第三〇条ならびに第三二条の諸規定は、軍事法律および軍懲戒規定に違反しない限度においてのみ、軍隊に適用される。

第四〇条 封の創設および家族世襲財産の設定は、禁止される。

現存の封および家族世襲財産は、法律の規定によって、自由な所有権に変えられねばならない。この規定は、家族財團には適用されない。

第四一条 前条の規定（第四〇条）は、親授封、王家および王子の家族世襲財産、ならびに国外にある封および、ドイツ同盟の法によって保証されているかぎり、かつての帝国直属の土地および家族世襲財産には、現在のところ、適用されない。^注 その法律関係は、特別法によって規律されねばならない。

注（第四〇条と第四一条は廃止された。一八五二年六月五日のつぎの法律の規定がそれに代った。

「第二条 封の創設は、禁止される。

既存の封にかんしてなお存在する封的紐帶は、法律の規定によって廃止されねばならない。

第三条 第二条の規定は、親授封および国外にある封には適用されない。」

第四二条 土地所有権の自由処分権は、一般的立法による以外の制限をうけない。土地所有権の分割しうることおよび土地上の負担の解消しうることは、保証される。

死せる手については、不動産を取得し、それを処分する権利の制限がゆるされる。

つぎのものは補償なしに廃止される。

(1) 領主裁判権、領主の警察権および地域的権力ならびに一定の土地に属する高権および特権

(2) これらの権能、領主権、以前の世襲臣従関係、以前の租税制度と営業制度から生じる義務

廃止された権利とともに従来の権利者にそのかわりに課せられた反対給付と負担もまた廃止される。

土地の世襲的譲渡の場合は、完全な所有権の譲渡のみがゆるされる。ただし、この場合にもまた確定した償却地代を留保することができる。

これらの規定の施行は、特別法に留保することができる。^注

注（第四二条は廃止され、一八五六六年四月一四日の法律第二条のつぎのような規定にかわった。

「発布された特別法にしたがい、つぎのものは、補償なしに廃止される。

(1) 一定の土地の所有と結びついた裁判権（憲法第六章）の行使または譲渡の権利およびこの権利から生ずる免除と賃租。

(2) 領主裁判的関係および領主的関係、以前の世襲臣従関係、以前の租税制度と営業制度から生じる義務。

廃止された権利とともに、従来の権利者にそのかわりに

課せられた反対給付と負担もまた廢止される。」

三 国 王

み却下することができる。

第五〇条 熱章および特権と結びつかない他の榮誉の授与権は、
国王に属する。

国王は、法律に従つて貨幣鑄造権を行使する。

第四四条 国王の大臣は、責任を負う。国王のすべての統治行為は、それが有効なためには、大臣の副署を必要とする。大臣は、それによつて責任を負う。

第四五条 執行権は、国王に専属する。国王は、大臣を任命しかつ罷免する。国王は、法律の公布を命じ、法律の執行に必要な命令を発する。

第四六条 国王は、軍隊を統帥する。

第四七条 国王は、法律が別に定めないかぎり、軍隊および国務の他の部門におけるすべての官職に任命する。

第四八条 国王は、戦争を宣言し、講和を締結し、また外国政府と他の条約を締結する権利をもつ。条約はそれが通商条約である場合、またはそれによつて国に債務を課すか、または個々の国民に義務が課せられるときには、それが有効なためには、議会の承認を必要とする。

第四九条 国王は、特赦権と減刑権をもつ。

この権利は、その職務行為によつて有罪の判決をうけた大

臣のためには、告発がおこなわれた議院の提議にもとづいてのみ行使することができる。

国王は、すでに始められた審理を、特別法にもとづいての

第五十二条 国王は、議会を停会することができる。この停会は、議会の同意がなければ、三〇日の期間を越えることができず、同じ会期中にくり返すことができない。

第五十三条 王位は、王室法に従つて、長子権と男系親の直系により、王室の男系において継承される。

第五十四条 国王は、満一八才で成年となる。

国王は、合同議会の前で、王国の憲法を固く守り、憲法と法律に一致して統治するという宣誓をおこなう。

第五十五条 国王は、両院の同意がなければ、同時に他の王国の君主となることができない。

第五六条 国王が未成年であるか、またはみずから統治するこ
とが永続的に妨げられるときには、王位にもつとも近い地位

にある成年の男系親（第五三条）が、摂政職を引き受ける。

かれは直ちに議会を召集しなければならない。議会は、合同会議において、摂政職の必要性を決定する。

第五七条 成年の男系親が存在せず、すでにあらかじめ法律によってこの場合について配慮がなされていないときには、内閣が、議会を召集しなければならず、議会は、合同会議において摂政を選舉する。この摂政の就任まで、内閣が統治をおこなう。

第五八条 摂政は、国王に属する権力を、国王の名において行使する。摂政は摂政職の設置後、合同議院の前で、王国の憲法を固く守り、憲法と法律に一致して統治するという宣誓をおこなう。

この宣誓の履行まで、あらゆる場合に、現在の全内閣がすべての統治行為について責任を負う。

第五九条 一八二〇年一月一七日の法律によつて王領と森林の収益に依存している地代は、王室家族世襲財産基金に残る。^注（これについては一八六八年一月二七日の王室費の増額にかんする法律がある。）

四 大 臣

第六〇条 大臣、およびその代理として派遣された官吏は、各議院に入場することができ、かつその要求に応じていつでも〔その意見を〕聴かれねばならない。

各議院は、大臣の出席を要求することができる。

大臣は、その議院の議員であるときにだけ、いずれかの議院において投票権をもつ。

第六一条 大臣は、憲法違反の罪、收賄罪、謀叛罪のために一院の決議により、弾劾されうる。合同元老院における王国の最高裁判所が、この弾劾について判決を下す。なお二つの最高裁判所が存続する間は、それらは上述の目的のために連合する。

責任の場合、訴訟手続ならびに刑罰にかんする詳細な規定は、特別法に留保される。

五 議 会

第六二条 立法権は、国王と両議院によつて共同に行使される。^注（国王と両議院の一致が、すべての法律について必要である。財政法案および国家予算は、最初に第二院に提出される。国家予算是、第一院によつて、全体として、可決されるかまたは否決される。）

注（一八五五年五月三〇日の法律によつて第一院は「貴族

院」、第二院は「衆議院」の名称をもつた。）

第六三条 公共の安全の維持または非常の緊急状態の除去のために緊急に必要とされる場合においてのみ、議会が召集されていなかぎり、憲法に違反しない法律の効力をもつ命令が、全内閣の責任の下に、発せられる。ただしこの命令は、議会

プロシヤ王国の憲法（訳）（二完）

一一〇（一一〇）

のつぎの会合のさい承諾をうるため、ただちに提出されねばならない。

第六四条 法律案提出権は、国王および各議院に属する。

一議院または国王によつて否決された法案は、同一会期中にはふたたび提出することができない。

第六五条 第一院はつぎの者によつて組織される。

(a) 成年の王子

(b) プロシヤのかつての直接の旧ドイツ帝国議会議員家の首長、および国王の命令によつて、長子と直系によつて

継承される第一院における議席権と投票権が与えられた家族の家長。この命令においては、この権利が一定の土地所有に結びつけられる要件が同時に定められる。この権利は代理によつては行使することができず、未成年のあいだまたはドイツ以外の国の政府に勤務しているあいだ、さらに有権者がその住所をプロシヤ以外においてもつかざりは停止される。

(c) 国王が終身として任命する議員、その人数は(a)と(b)で任命された議員の一〇分の一を越えてはならない。

(d) 法律が定める選挙区において、最高の直接国税を支払う第一次選挙人の三〇倍の数によつて、法律に従つて直接選挙によつて選挙された九〇人の議員

(e) 法律に従つて市町村参事会によつて選挙された国の大都市の三〇人の議員

注 第一院の解散は、選挙によつてなつた議員だけに適用される。
(a)から(c)までの任命された議員の総数は(d)と(e)の議員の数を越えてはならない。

注 第一院は、議会の同意をえて発布される法律によつてのみ改正法律によって廃止されつぎの規定にかえられた。

「第一院は、国王の命令によつて組織される。国王の命令は、議会の同意をえて発布される法律によつてのみ改正することができる。」

第一院は、国王が世襲の権利をもつものとしてまたは終身として任命する議員で組織される。」

第六六条 第六五条において定められた方法による第一院の組織は、一八五二年八月七日から始まる。

この時まで、一八四八年一二月六日の第一院の選挙法がそのまま効力をもつ。

第六七年 第一院の立法期は、六年と定められる。

第六八条 満四〇才以上で、市民権の完全享有を確定判決の結果失わず、かつすでに五年以上プロシヤ国に属していたすべてのプロシヤ人は、第一院議員の被選挙権をもつ。

第一院の議員は、旅費も日当も受けとらない。

第六九条 第二院は、三五〇人の議員で組織される。注 選挙区は、法律によつて定められる。選挙区は一または数郡あるいは一または数大都市で構成される。

注 (一八五一年四月三〇日の法律によつてホーエンツォル

ルン代表の二人の議員が加わり、一八六七年五月一七日の法律によつて当時新に獲得された國土の代表の八〇人が加わり、一八七六年六月二三日の法律によつてラウエンブルク代表の一人が加わり、一九〇六年六月二八日の法律によつてさらに一〇人加わり、その結果、こののち、総数は四四三人に達した。)

第七〇条 満二五才以上で、その住所をもつ市町村において、市町村選舉の資格を有するすべてのプロシヤ人は、投票権をもつ第一次選舉人である。

第七一条 人口二五〇人ごとに一人の選舉人が選舉される。第一次選舉人は、その納付する直接國稅に応じて三群に区分され、各群が、すべての第一次選舉人の租稅総額の三分の一を負担するよう区別される。

この総額はつぎのように算出される。

- (a) 市町村がそれ自身で一つの第一次選舉区となつてゐる場合には、市町村ごとに、
- (b) 第一次選舉区がいくつかの市町村から構成されている場合には、選舉区ごとに、

第一群は、納稅総額の三分の一の額に達するまでの最高の

税額を負担している第一次選舉人で構成されている。

第二群は、納稅総額のつぎの三分の一に達するまでの最高に次ぐ税額を負担している第一次選舉人たちから構成されている。

第三群は、納稅総額の残りの三分の一を負担している課税額のもつとも低い第一次選舉人から構成されている。

すべての群は、別々に選舉人の三分の一を選舉する。

群は、いくつかの選舉團に細分することができる。その選舉團はその中に五〇〇人以上の第一次選舉人を含むことができる。

選舉人は、各群において第一次選舉区の投票権を有する第一次選舉人の中から群を顧慮せずに選舉される。注

注 (一八九一年六月二十四日の法律、一八九三年六月二九日の法律により、第七一条は、前述の法律の諸規定に抵触するかぎり、選舉法の発布まで無効とされた。)

第七二条 代議士は、選舉人によつて選舉される。

選舉の実施に關する詳細な規定は、選舉法がこれを定める。選舉法は、直接稅の一部の代りに粉ひき料と屠畜稅が徵收される都市に關する指令も与えねばならない。

注 (予想された法律は成立しなかつた。その代りに、一八九一年五月三一日の命令がいぜんとして効力をもつた。一九一八年一〇月二十四日に可決された選舉法は、もはや実施されなかつた。)

第七三条 第二院の立法期は、三年と定められる。

注

（一八八八年五月二七日の法律によつて第七三条は、つぎの条文となつた。）

「衆議院の立法期は、五年間続く。」

第七四条 満三〇才以上で、市民権の完全享有を確定判決の結果失わず、かつすでに三年間プロシヤ国に属していいたすべてのプロシヤ人は、第二院の代議士の被選挙権をもつ。注

注 （一八七二年三月二七日の法律によつて、第七四条につきの第二項が付け加えられた。）

「会計検査院の長と構成員は、国会のいずれかの議院の議員となることができない。」

第七五条 議院は、その立法期の満了後にあらたに選出される。

解散の場合にも同様である。両者の場合には、従来の議員は、再選される資格がある。

第七六条 議院は、国王により、定期的に、毎年一一月に、召集され、それ以外に状況が必要とするたびに召集される。注

注 （一八五七年五月一八日の法律によつて、第七六条はつきの条文となつた。）

「王国の国会の両院は、国王により、定規的に、毎年一一月の始めから翌年の一月の中旬まで召集され、それ以外に状況が必要とするたびに召集される。」

第七七条 議会の開会と閉会は、合同議院の会議において、国王みずからまたはそのためには国王によって委任された大臣に

よつておこなわれる。

両議院は、同時に召集され、開会され、停会され、閉会される。

一院が解散される場合には、他の議院は同時に停会される。

第七八条 各議院は、その議員の資格を審査し、それを裁決する。各議院は、議院規則によつてその議事と規律を定め、かつその議長、その副議長ならびに書記を選出する。

官吏は議院に入るためにいかなる賜暇も必要としない。

議員が有給の官職につくかより高い地位またはより高い俸給に結びついている官職につく場合には、その議院における議席と投票権を失い、その地位は、新選挙によつてだけ再び獲得することができる。

いかなる人も、両議院の議員となることができない。

第七九条 両議院の会議は公開とする。各議院は、その議長または一〇人の議員の提案にもとづき秘密会を開く。秘密会においては、まつ先にこの提案が議決されねばならない。

第八〇条 各議院は、その議員の法定数の多数が出席しないときには、議決することができない。注

各議院は、絶対多数決によつて議決をおこなう。ただし議院規則によつて選挙について定められた例外がある場合をのぞく。

注 （第八〇条は一八五五年五月三〇日の法律によつてつぎのように改正された。）

「貴族院は、一八五四年一〇月一二日の命令に従つて議席と投票権を与えた議員の少くとも六〇人が出席しないときには、いかなる議決もすることができない。憲法第八〇条は、この法律に抵触するかぎり廃止される。」

第八一条 各議院は、それ自体国王にたいして上奏文を提出する権限をもつ。

いかなる人も、議会またはその一院にみずから請願書または上奏文を提出することができない。

各議院は、議院に提出された文書を大臣に送付し、詳細な苦情にかんする情報を大臣に要求することができる。

第八二条 各議院は、その情報のために、事実調査委員会を任命する権限をもつ。

第八三条 両議院議員は、全国民の代表者である。両議院議員は、その自由な信念に従つて投票しかつ委任と指令に拘束されない。

第八四条 両議院議員は、議院におけるその投票については決して責任を追求されず、議院内で述べた意見については、議院規則に基づいて議院内においてのみ責任を追求される。

いかなる議員も、その議院の承諾がなければその会期中は刑罰で脅される行為のため捜査のため引致したりまたは逮捕することができない。ただし現行犯の場合または犯行の翌日中に逮捕される場合をのぞく。

債務のための逮捕の場合にも同じ承諾が必要である。

議員にたいするすべての刑事訴訟手続とすべての「未決」と投票権を与えた議員の少くとも六〇人が出席しないときには、民事勾留は、当該議院がそれを要求するときには、

会期中は停止される。

第八五条 第二院の議員は、法律に従つて国庫から旅費と日当を受けとる。それの放棄はゆるされない。

六 司 法 権

第八六条 司法権は、国王の名において、独立の、法律の権威以外のいかなる権威にも支配されない裁判所によつて行使される。

判決書は、国王の名において発せられ、執行される。

第八七条 裁判官は、国王により、または国王の名において終身任命される。

裁判官は、法律が定めた理由により、判決によつてのみ、その職を奪われまたは一時的に免職される。法律の規定によって生じない暫定的な停職、およびその意に反する他の場所への転任またはその意に反して恩給生活に入れることは、法律に定められた原因と形式の下にのみ、かつ裁判所の決定に基づいてのみおこなうことができる。

裁判所の組織または管轄区域の変更によるやむをえない転任には、この規定が適用されない。

注 (一八七九年二月一九日の法律によつてつきの規定が挿入された。

「プロシヤ領土および他の邦の領土のための共同裁判所の構成の場合には、第八六条と第八七条第一項の規定に違反することがゆるされる。」

第八八条 裁判官は、今後他の有給の官職に任せられることができない。例外は、法律に基づいた場合だけゆるされる。^注

注 （第八八条は、一八五六年四月三〇日の法律によって廃止された。）

第八九条 裁判所の組織は、法律によつて定められる。

第九〇条 法律の規定によつて資格をもつものだけが、裁判官に任命されうる。

第九一条 特別の種類の事件のための裁判所、とくに商事裁判所と商業裁判所は、それが必要とされる場所に、法律によつて設けられねばならない。

前述の裁判所の組織と権限、それらの裁判所における訴訟手続、その構成員の任命、構成員の特別の身分ならびにその在職年限は、法律によつて確定される。

第九二条 プロシヤには、唯一の最高裁判所が存在しなければならない。

第九三条 民事裁判所および刑事裁判所の審理は、公開されねばならない。ただし秩序または善良な風俗を害するおそれがあるときには、この公開は、公に宣告される裁判所の決定によつて排除される。

その他の場合には、公開は、法律によつてのみ制限される。

第九四条 重刑が定められた犯罪、法律が明確に除外していないすべての政治犯罪とすべての出版犯罪の場合には、陪審員による被告の有罪の決定がおこなわれる。

陪審裁判所の構成は、法律がこれを規律する。^注

注 （第九四是、一八五二年五月二一日の法律第二条によつて廃止され、つきのようにかえられた。）

「犯罪の場合には、議会の事前の同意をえて発布される法律が例外を定めないかぎり、陪審員による被告の有罪の決定がおこなわれる。

陪審裁判所の構成は、法律がこれを規律する。」

第九五条 議会の事前の同意をえて発せられる法律によつて、特別の陪審裁判所が設けられる。その権限は、大逆罪および重大な犯罪を管轄とする。この裁判所における陪審員の構成は、法律が、これを規律する。^注

注 （第九五条は、一八五二年五月二一日の法律第三条によつて廃止され、つぎのようにかえられた。）

「議会の事前の同意をえて発せられた法律によつて特別裁判所が設けられる。その権限は、大逆罪および法律によつてそれに委託される國の内外の安全にたいする犯罪を管轄とする。」

第九六条 裁判所と行政官庁の権限は、法律によつて定められる。行政官庁と裁判所とのあいだの権限争議は、法律によつ

て定められた裁判所が決定する。^注

注 (これについては一八七九年八月一日の裁判所と行政官
府のあいだの権限争議にかんする命令がある。)

第九七条 その職権越によっておこなわれた法違反のために文武官吏を裁判所に訴えることができる要件は、法律がこれを定める。ただし、上級の官庁の事前の承諾は要求されない。

注 (これについては、一八五四年二月一三日の職務行為と勤務行為を理由とする起訴の場合の紛争にかんする法律および一九〇九年八月一日の公権力の行使における官吏の職務違反にたいする邦および他の団体の責任にかんする法律がある。)

七 裁判官に属さない官吏

第九八条 裁判官に属さない、検事をふくむ官吏の特別法律関係は、法律によって規律されねばならない。その法律は、執行機関の選任において政府を不當に制限することなく、官職と収入の恣意的割奪に対し官吏に適した保護を加える。^注

注 (これについては、一八五二年七月二一日の裁判官でない者の職務違反、他の地位への転任または停年退職にかかる法律がある。)

第九九条 国のすべての収入と支出は、毎年あらかじめ見積られ、国家予算に編入されねばならない。

第一〇〇条 国庫のための租税は、国家予算に計上されまたは特別法によって命令されている場合だけ、徴収される。

第一〇一条 租税にかんしては、特權は設けられない。

現行租税法は、修正に委ねられ、かつその場合にすべての特權は廃止される。

第一〇二条 官吏または公吏は、法律にもとづいてのみ手数料を徴収することができる。

第一〇三条 国庫のための起債は、法律にもとづいてのみおこなわれる。国費に対する保証の引受についても同じである。

第一〇四条 予算超過には議会の事後の承諾を必要とする。

国の予算の決算は、会計検査院によって検査されかつ確定される。毎年の国の予算の一般的決算および国債の概要是、会計検査院の意見をそえて、政府の執行承認のために議会に提出される。

会計検査院の組織および権限は、特別法によって定められる。

八 財政

つぎの条文となつた。

第一〇五条 プロシア国の市町村、郡、県、州の議会と行政官庁は、つぎの原則を維持して特別法によつて詳細に定められる。

九 市町村、郡、県、州

第一〇六条 プロシア國の市町村、郡ならびに州の議会と行政官庁は、特別法によつて詳細に定められる。」

一般規定

第一〇六条 法律と命令は、それが法律によつて規定された形で公布されたときに拘束力をもつ。

正当に公布された国王の命令の有効性の審査権は、官庁にはなくて、ただ議会だけの権限である。

第一〇七条 憲法は、正規の立法の方法で改正することができ
る。その場合、各議院においては、少くともその間に二一日の間隔がなければならない二回の投票において通常の絶対多数決で足りる。

第一〇八条 両議院議員およびすべての官吏は、国王に対して忠誠と服従の宣誓をおこない、憲法の良心的な遵守を誓う。
軍隊の憲法に対する宣誓は、おこなわれない。

第一〇九条 現行の租税は、つづけて徴収される。この憲法に違反しない現行の法典、単独の法律ならびに命令は、法律によって改正されるまで、効力をもつ。

第一一〇条 現行の法律によつて設置されたすべての官庁は、法律によつて関係する組織法の実施までその職務をつづける。

第一一一条 戦争または暴動のために、公共の安全に切迫した危険のある場合には、憲法の第五条、第六条、第七条、第二

注 (一八五三年五月二十四日の法律によつて、第一〇五条は

^注

七条、第二八条、第二九条、第三〇条ならびに第三六条は、一時的および一地方にかぎり効力を停止することができる。

詳細は法律がこれを定める。

注（これについては、一八五一年六月四日の戒厳状態にかかるする法律がある。）

経過規定

第一一二条 第二六条に規定された法律の発布まで、学制および教育制度にかんしては、現に効力をもつてている法律の規定がそのまま効力をもつ。^注

注（第一一二条は、一九〇六年七月一〇日の法律によって廃止された。）

第一一三条 つぎにおこなわれる刑法の改正の以前に、言論、文書、印刷物または具象的表現によっておこなわれる犯罪については、特別法が発せられる。

第一一四条 新市町村制の発布まで、警察行政にかんする従来の規定が適用される。^注

注（第一一四是、一八五六年四月一四日の法律によつて廃止された。）

第一一五条 第七二条に規定された選挙法の発布まで、第二院の代議士の選挙にかんする、一八四九年五月三〇日の命令が、効力をもつ。

第一一六条 現に存在する両最高裁判所は、唯一の最高裁判所

に合併されねばならない。その組織は、特別法によつて定められる。

第一一七条 憲法の公布の前に定員内で任命されている官吏の権利は、官吏法において特別に考慮されねばならない。

第一一八条 ドイツ連邦のために一八四九年五月二六日の草案に基づいて確定されるべき憲法により現憲法の改正が必要となるときには、国王がそのことを命令し、この命令は、つきの会議のさい議会に報告される。

議会は、その場合、暫定的に命じられた改正がドイツ連邦憲法に一致するかどうかについて議決する。

第一一九条 第五四条に述べられた国王の宣誓、および両議院とすべての官吏の規定された宣誓は、立法の手続によつて完了されたこの憲法の現在の修正後ただちにおこなれる（第八二条と第一〇八条）。^注

注（憲法にたいする宣誓をフリードリッヒ・ヴィルヘルム四世は、一八五〇年二月六日におこなつた。）

フリードリッヒ・ヴィルヘルム

伯爵フオン・ブランデンブルク

フオン・ラーデンベルク

フオン・マントュッフェル

フオン・ストローダ

フオン・ハイツド

フオン・ラーベ

プロンヤ王国の憲法（訳）（完）

シモンス

フオン・シュライニッツ

訳者あとがき

プロンヤ王国の憲法のテキストは、E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Band I. に
いた。人権にかんする部分の翻訳では、岩波文庫「人権宣言集」
の山田晟教授の訳語を参考にした。